

－ 審査事務規程の一部改正について（第17次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成30年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の型式の指定等に係る審査時の試験規定（TRIAS）を改正します。[別添1]
2. 電磁的通知方法の拡充に伴う見直し等
 - 国土交通省の関係通達等の改正に伴い、走行距離計（オドメータ）の表示値の通知方法を変更します。
 - その他通知方法の明確化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347